

大都市人事主管者会議へ申し入れ 夏季一時金2.5月分以上を要求

大都市協は、5月28日に大阪市において書記長会議を開催し、当面する課題について意見交換をしました。また、同地で開催されていた大都市人事主管者会議（労務担当課長会議）に対して、夏季一時金について2.5月分以上を支給するよう申し入れました。

大都市協 夏季一時金について、
2.5月分以上支給することを申し入れる。

主管者会議 民間における今年の春闘では、中東情勢の緊迫化など先行き不透明感が強まるなかでも、中小企業を含めて高水準の賃上げとなっており、今後も引き続き、民間企業の動向について十分に注視していかねばならないと認識しております。

一方、皆様も御承知のとおり、地方自治体を取り巻く情勢は引き続き厳しいものがございます。また、私ども地方公務員の給与等の勤務条件につきましても、各方面から強い関心を集めているところでございます。

このような状況の下、令和8年度の夏季一時金について申し入れをいただいたところでございますが、これにつきましては各都市それぞれに事情もございしますので、今後、諸情勢を踏まえながら、各都市において対処してまいりたいと考えております。

大都市労連連絡協議会におかれましては、ただ今申し上げました状況につきまして、何卒御理解いただきますようお願い申し上げます。

2026年5月28日

大都市人事主管者会議
労務担当課長会議 様

大都市労連連絡協議会

申し入れ書

日頃より大都市自治体に働く職員の賃金・労働条件の改善に努力されている貴職に敬意を表します。

一昨年1月1日に発生し甚大な被害をもたらした能登半島地震、その後の豪雨による土石流などにより住宅やインフラの修復、道路・下水道などの災害復旧工事が進められています。その対応のため、今もなお続いている被災地支援の取組には各都市からも多くの職員が派遣されている状況にあり、大都市協としても、この間の支援に全面的に協力を行ってきています。

2025年賃金確定交渉は、各都市で月例給と一時金を上げる勧告が行われる中で、特に中堅層の改善を主眼とするよう改善されたことは一定程度評価できます。しかし、国際情勢の不安の高まりや、エネルギーや食料等の生活必需品の価格高騰により、2025年の毎月勤労統計では実質賃金が98.0%と4年連続でマイナスとなるなど、勧告制度による賃金改善が追いついていない状況が続いており、大都市住民の生命と暮らしを守り支えている職員の生活改善に結びつかない、厳しいものとなりました。こうした中、生活改善に占める一時金の役割は、より大きなものとなっています。また、実質「昇給停止」となっている55歳以上の職員や、定年前60歳超職員の給料月額7割水準措置、再任用職員の一時金の格差など、中高齢層職員の課題解決は全く進んでいません。

貴職におかれましては、職員が不安なく公務に専念できるよう、大都市での生活実態を直視し、近年の物価高騰に真摯に対応し、民間春闘の状況も踏まえ職員の生活防衛と改善のために、夏季一時金について下記のとおり要求いたしますので、誠意ある回答を求めます。

記

1. 夏季一時金として、2.5月分以上を支給すること。なお、支給にあたっては期末手当に一本化すること。

以上

